

構成される民間事業者等を活用し、環境美化、オオハンゴンソウ等の外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を行いました。

生態系維持回復事業計画は、13国立公園において14計画が策定されており、各事業計画に基づき、シカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。また、生物多様性保全上、特に対策を要する小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、グリーンアノールや外来カエル類の防除事業及び生態系被害状況の調査を重点的に実施し、外来種の密度を減少させ本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進しました。加えて、2015年に策定した国立・国定公園の特別地域において採取等を規制する植物（以下「指定植物」という。）の選定方針に基づき、24の国立・国定公園（2024年12月末時点）において指定植物を見直しました。また、国立公園等の管理を担う自然保護管やアクティブ・レンジャー等を増員して現地管理体制の充実を図りました。

## ウ 自然公園における適正な利用の推進

自動車乗り入れの増大による、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等に対処するため、「国立公園内における自動車利用適正化要綱」に基づき、2023年度は、20国立公園において、地域関係機関との協力の下、自家用車に代わるバス運行等の対策を実施しました。

国立公園等の山岳地域において、山岳環境の保全及び利用者の安全確保等を図るため、山小屋事業者等が公衆トイレとしてのサービスを補完する環境配慮型トイレ等の整備や、利用者から排出された廃棄物の処理施設整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、2024年度は中部山岳国立公園及び南アルプス国立公園において環境配慮型トイレの整備等（計4か所）を支援しました。

2023年度に入り、国内外の観光需要が急速に回復し、一部の地域・時間帯で混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度低下など、いわゆるオーバーツーリズムへの懸念が生まれました。このため、2023年に観光立国推進閣僚会議において「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」が決定され、これを受けて、軽装登山やごみ投棄等の問題が顕在化している富士山（富士箱根伊豆国立公園）では、2024年3月に「富士登山オーバーツーリズム対策パッケージ」を取りまとめた上で、対策を実施した結果、特定の時期、特定の登山道での著しい混雑は生じず、混雑の偏りの平準化につながりました。

### (3) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、鳥獣の保護を図るため、国際的又は全国的な見地から特に重要な区域を国指定鳥獣保護区に指定しています（表2-3-1）。

### (4) 生息地等保護区

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しています（表2-3-1）。

### (5) 名勝、天然記念物

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、我が国の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝に、動植物及び地質鉱物で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しています（表2-3-1）。また、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体等と連携して、天然記念物再生事業について43件（2025年3月末時点）実施しました。

### (6) 国有林野における保護林及び緑の回廊

原生的な天然林を有する森林や希少な野生生物の生育・生息の場となる森林である「保護林」や、こ

れらを中心としたネットワークを形成することによって野生生物の移動経路となる「緑の回廊」において、モニタリング調査等を行い森林生態系の状況を把握し順応的な保護・管理を推進しました（表2-3-1）。

### (7) 保安林

我が国の森林のうち、水源の涵養<sup>かん</sup>や災害の防備のほか、良好な環境の保全による保健休養の場の提供等の公益的機能を特に発揮させる森林を、保安林として計画的に指定し、適正な管理を行いました（表2-3-1）。

### (8) 特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区等

都市緑地法（昭和48年法律第72号）等に基づき、都市における生物の生息・生育地の核等として、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区等の都市における良好な自然的環境の確保に資する地域の指定による緑地の保全等の取組の推進を図りました。2024年3月末時点で全国の特別緑地保全地区等は687地区、6,697.3haとなっています。

### (9) ラムサール条約湿地

第2章第7節10（5）を参照。

### (10) 世界自然遺産

世界遺産条約は、顕著な普遍的価値を有する遺跡や自然地域等を人類全体のための遺産として損傷又は破壊等の脅威から保護し、保存し、国際的な協力及び援助の体制を確立するための枠組みです。現在、我が国では、「屋久島」、「白神山地」、「知床」、「小笠原諸島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の5地域が条約に基づき自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自然遺産については、遺産地域ごとに関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家による科学委員会を開催し、関係者の連携によって適正な保全管理を実施しました。

また、2024年7月にデリーで開催された第46回世界遺産委員会では、委員国として、世界各国の自然遺産の登録審議等に参画しました。

### (11) 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

「生物圏保存地域（Biosphere Reserves、国内呼称はユネスコエコパーク）」は、国連教育科学文化機関（UNESCO）の「人間と生物圏（Man and the Biosphere（MAB）計画）」の枠組みに基づいて国際的に認定された地域です。各地域では、「保全機能（生物多様性の保全）」、「学術的研究支援」及び「経済と社会の発展」の三つの機能により、生態系の保全のみならず持続可能な地域資源の利活用の調和を図る活動を行うこととされています。

現在の認定総数は136か国、759地域（2024年7月時点）であり、国内においては、志賀高原、白山、大台ヶ原・大峯山・大杉谷、屋久島・口永良部島、綾、只見、南アルプス、みなかみ、祖母・傾・大崩及び甲武信の10地域が認定されており、豊かな自然環境の保全と、それぞれの自然や文化の特徴を活かした持続的な地域づくりが進められています。

### (12) ジオパーク

UNESCOの「国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Programme）」の枠組みに基づいて認定されたユネスコ世界ジオパークは、国際的に価値のある地質遺産の保全をとおしてその遺産への理解を深め、持続可能な地域の発展につなげることを目的としており、国内では10地域（2025年3月時点）が認定されています。また、これらを含む48地域が日本ジオパーク委員会によって、日本ジオパークに認定されており、このうち国立公園と重複する地域で

は、ジオパークと連携して、公園施設の整備、シンポジウムの開催、学習教材・プログラムづくり、ガイド養成等を行いました。

### (13) 世界農業遺産及び日本農業遺産

農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性等が相互に関連して一体となった農林水産業システムを認定する制度であり、国連食糧農業機関（FAO）が認定する世界農業遺産と、農林水産大臣が認定する日本農業遺産があります。認定された地域では、保全計画に基づき、農林水産業システムに関わる生物多様性の保全等に取り組んでいます。我が国では、2025年3月時点で、世界農業遺産が15地域、日本農業遺産が28地域認定されています。

## 3 自然再生

自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生協議会は、2025年3月末時点で全国で27か所となっています。このうち26か所の協議会で自然再生全体構想が作成され、うち22か所で自然再生事業実施計画が作成されています。

2024年度は、国立公園における直轄事業6地区、自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業3地区の計9地区で自然再生事業を実施しました（図2-3-2）。

これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。

図2-3-2 環境省の自然再生事業（実施箇所）の全国位置図



## 4 里地里山の保全活用

里地里山は、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等を構成要素としており、人為に

よる適度なく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。

このような里地里山の環境は、人々の暮らしに必要な燃料、食料、資材、肥料等の多くを自然から得るために人が手を加えることで形成され、維持されてきました。しかし、戦後のエネルギー革命や営農形態の変化等に伴う森林や農地の利用の低下に加え、農林水産業の担い手の減少や高齢化の進行により里地里山における人間活動が急速に縮小し、その自然の恵みは利用されず、生物の生息・生育環境の悪化や衰退が進んでいます。こうした背景を踏まえ、環境省ウェブサイト等において地域や活動団体の参考となる里地里山の特徴的な取組事例や重要里地里山500「生物多様性保全上重要な里地里山」について情報を発信し、他の地域への取組の波及を図りました。

また、自然共生社会づくりを着実に進めていくため、地方公共団体を含む2以上の主体から構成された里山未来拠点協議会が行う、重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区等の生物多様性保全上重要な地域における生態系保全と社会経済活動の統合的な取組に対して13地区を支援しました。

特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締結による持続的な管理や市民への公開等の取組を推進しました。

また、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）に基づき、関係府省庁で連携して貴重な国民的財産である棚田等の保全と、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図りました。

文化財保護法では、棚田や里山といった「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を文化的景観と定義し、文化的景観のうち、地方公共団体が保存の措置を講じ、特に重要であるものを重要文化的景観に選定しています。重要文化的景観の保存と活用を図るために地方公共団体が行う調査、保存活用計画策定、整備、普及・啓発事業に要する経費に対して補助を実施しました。

## 5 都市の生物多様性の確保

### (1) 都市公園の整備

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備等を支援する「都市公園・緑地等事業」を実施しました。

### (2) 地方公共団体における生物多様性に配慮した都市づくりの支援

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとともに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。また、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。

「都市の生物多様性指標」に基づき、都市における生物多様性保全の取組の進捗状況を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案等に活用されるよう普及を図りました。

### (3) 都市緑化等

都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地契約や緑地協定の締結や、市民緑地認定制度や優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）により、民間主体による緑化を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区の指定を推進しました。緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動（4月～6月）」、「都市緑化

月間（10月）」を中心に、普及啓発活動を実施しました。

都市における多様な生物の生息・生育地となるせせらぎ水路の整備や下水処理水の再利用等による水辺の保全・再生・創出を図りました。

## 6 30by30 目標の達成に向けた取組

30by30 目標の達成に向け、生物多様性国家戦略2023-2030の附属書として位置付けられている30by30 ロードマップに基づき、本目標の達成に向けた取組を推進しました。

### (1) 保護地域の拡張と管理の質の向上

我が国では、2024年8月現在、陸地の約20.6%、海洋の約13.3%が生物多様性に資する保護地域に指定されています。保護地域の更なる拡充のための取組として、2010年に実施した「国立・国定公園総点検事業」のフォローアップを2021年度から2022年度にかけて行いました。この中で、生態系や利用に関する最新のデータ等に基づき指定・拡張の候補地について再評価した上で、全国で14か所、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張候補地としての資質を有する地域を選定しました。これらの候補地のうち、2024年6月25日に、35か所目の国立公園として、日高山脈襟裳十勝国立公園が新たに指定されました。陸域の面積は約24万6,000haで、従前の日高山脈襟裳国立公園の面積からは2倍以上になり、我が国の陸域最大の国立公園となりました。また、阿蘇周辺の草原を中心に、阿蘇くじゅう国立公園の大規模拡張も行いました。

### (2) 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理

2020年度から、OECMに関する有識者検討会を開催して、民間の取組等により生物多様性保全が図られている区域を国が「自然共生サイト」として認定する仕組み等の検討を行い、2023年度から認定を開始しました。2024年度には、30by30アライアンス参加者の協力を得て、全国の328か所を自然共生サイトとして認定しました。また、2023年度に認定した8.4万haのうち、保護地域との重複を除いた4.8万haについて、2024年8月に日本のOECM第1弾として国際データベースに登録しました。これに併せて保護地域についても、国際データベース上で区域の更新を行い、これにより、30by30目標に対応する保護面積とOECMの合計割合は、陸域約20.8%（うちOECM0.1%）、海域約13.3%となりました。

## 7 民間等による場所に紐付いた活動の促進

自然共生サイトの認定を法制化し、民間等が生物多様性を保全・創出する優れた活動を国が認定する制度等を設ける地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）が第213回国会において2024年4月に成立しました。また、自然共生サイトの認定を促進するためには自然共生サイトにおける取組に参画いただく企業等に対するインセンティブ等が重要であることから、2022年度に設置した「30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」において、認定された自然共生サイト等への支援に係る施策について検討を進めました。

## 8 生物多様性の「見える化」

30by30目標の達成や生態系ネットワークの形成等を支える取組として、生物多様性の現状や保全上効果的な地域のマップ化等、生物多様性の重要性や保全活動の効果を国土全体で「見える化」する「生物多様性見える化システム」の設計・開発等を進めました。

## 9 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）等の自然を活用した解決策（NbS）の推進

かつての氾濫原や湿地等の再生による流域全体での遊水機能等の強化を図り、自然生態系を基盤とした気候変動への適応や防災・減災を進めるため、2023年3月に公表した生態系保全・再生ポテンシャルマップの作成・活用方法を示した「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の手引き」や全国規模のベースマップを基に、自治体等による計画策定等への技術的な支援を進めました。また、自然の有する多機能性を活かすことで、気候変動や生物多様性、社会経済の発展、防災・減災、食糧問題など複数の社会課題の同時解決を目指す考え方である「自然を活用した解決策（NbS）」について、我が国の自然的社会的条件を踏まえた取組の方向性や、具体的取組事例を提示した手引き等の策定に向けて検討を行いました。

### 第4節 海洋における生物多様性の保全

#### 1 沿岸・海洋域の保全

沖合の海底の自然環境の保全を図るための新たな海洋保護区（以下「沖合海底自然環境保全地域」という。）制度の措置を講ずる自然環境保全法の一部を改正する法律（平成31年法律第20号）が、2020年4月に施行され、2020年12月に、小笠原方面の沖合域に沖合海底自然環境保全地域を4地域（伊豆・小笠原海溝、中マリアナ海嶺・西マリアナ海嶺北部、西七島海嶺、マリアナ海溝北部）指定しました。指定後、同地域では継続して、自然環境の状況把握調査を実施しており、2024年9月には中マリアナ海嶺・西マリアナ海嶺北部沖合海底自然環境保全地域において調査を行いました。

有明海・八代海等における海域環境調査、東京湾等における水質等のモニタリング、海洋短波レーダを活用した流況調査、水産資源に関する調査等を行いました。

2021年3月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」について、具体的な評価指標の検討を行いました。また、関係省庁、関係地方自治体等の各主体が取り組む具体的な活動の進捗状況を確認するため、関係者が参加するフォローアップ会議を開催しました。

#### 2 水産資源の保存管理

2018年12月に改正された漁業法（昭和24年法律第267号。以下「漁業法」という。）において、水産資源の管理は、持続的に生産可能な最大の漁獲量の達成を目標とした数量管理を基本としており、2024年3月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に従って、TAC（漁獲可能量）管理対象資源の拡大や資源管理協定の公表等に取り組みました。また、[1] ミンククジラ等の生態、資源量、回遊経路等の解明に資する調査、[2] ヒメウミガメ、シロナガスクジラ、ジュゴン等の原則採捕禁止等、[3] サメ、ウナギ等に関する国内管理措置等の検討やウミガメ等の混獲の実態把握及び回避技術・措置の検討、普及を図りました。

#### 3 海岸環境の整備

海岸保全施設の整備においては、海岸法（昭和31年法律第101号）の目的である防護・環境・利用の調和に配慮した整備を実施しました。

## 4 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

港の良好な自然環境を活用し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体やNPO等による自然体験・環境教育プログラム等の開催の場ともなる緑地・干潟等の整備を推進するとともに、海洋環境整備船等による漂流ごみ・油の回収を行いました。また、海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進しました。

2024年3月に策定した「三水域（港湾・河川・漁港）におけるプレジャーボートの適正な管理を推進するための今後の放置艇対策の方向性」に基づき、各水域が所在する地域の実情を踏まえ、プレジャーボートの適正管理及び利用環境の改善を推進しました。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁場の環境改善を図るための堆積物の除去等の整備を行う水域環境保全対策を実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を実施しました。また、藻場・干潟の保全・創造等を推進したほか、漁場環境を保全するための森林整備に取り組みました。大規模に衰退したサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るため、サンゴ礁の面的な保全・回復技術の開発に取り組みました。

## 5 海洋汚染への対策

第4章第4節を参照。

### 第5節 野生生物の適切な保護管理と外来種対策の強化等

#### 1 絶滅のおそれのある種の保存

##### (1) レッドリスト

2020年3月に公表した「レッドリスト作成の手引」に基づき、第5次レッドリストについて分類群毎の評価作業を進め、その一部である植物・菌類について、2025年3月に公表しました。その結果、植物・菌類については、2020年3月に公表した環境省レッドリスト2020と比較して、絶滅危惧種が207種減少し、計2,063種となりました。第5次レッドリストの動物の各分類群については、2026年以降に順次公表予定です。

##### (2) 希少野生動植物種等の保存

2017年5月に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第51号）が成立、6月に公布され、2018年6月から施行されました。本改正法においては、商業目的での捕獲等のみを規制することができる特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設、希少野生動植物種の保存を推進する認定希少種保全動植物園等制度の創設、国際希少野生動植物種の流通管理の強化等が行われました。改正法施行日以後5年を経過したことから、種の保存法附則及び附帯決議に基づき、規定の施行状況評価を開始しました。

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種については、2025年2月に、爬虫類1種、淡水魚類2種、昆虫類2種、二枚貝類1種、植物4種の計10種を指定しました。2025年3月時点で458種の国内希少野生動植物種について、捕獲や譲渡し等の規制を行っています。同法に基づき実施する保護増殖事業については、直近で2025年3月に南西諸島の陸産貝類3種を対象に保護増殖事業計画を策定しました。これにより、保護増殖事業計画は計79種を対象に58計画となりました。これらの保護増殖事業計画に基づき、それぞれの地域において、生息環境の整備や個体の繁殖等の事業を行っています（図2-5-1）。

トキについては、佐渡島におけるこれまでの保全活動や積極的な飼育・繁殖、放鳥等の取組により、野生下で推定500羽以上に増加しています。今後の本州等におけるトキの定着及び個体群形成に向け、2022年に選定された「トキと共生する里地づくり取組地域」を中心に、環境整備等の準備や各種検討を進めています。

ライチョウについては、2015年から乗鞍岳で採取した卵を用いて飼育・繁殖技術確立のための取組を動物園と連携して行い、繁殖に成功しています。また、過去にライチョウが生息していた中央アルプスでは、個体群復活に向け、野生復帰や捕食者対策等の取組を多様な主体と協力・連携して実施しています。こうした取組の結果、2024年4月時点で、中央アルプスでは、約130羽の生息を確認しています。

これらの保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを全国で8か所設置しています。

また、同法に基づき指定している全国10か所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動物種の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。

ワシントン条約及び二国間渡り鳥条約等に基づき、国際的に協力して種の保存を図るべき813種類を国際希少野生動物種に指定しています。

そのほか、猛禽類の採餌環境の改善にも資する主伐・間伐の実施等、効果的な森林の整備・保全を行いました。

沖縄島周辺海域に生息するジュゴンについては、漁業関係者等との情報交換や喰み跡のモニタリング調査を行うとともに、先島諸島等において、喰み跡の確認等の生息状況調査、目撃情報等の収集等を実施しました。

図 2-5-1 保護増殖事業の一例

アユモドキ	ウスイロヒョウモンモドキ
<p>■ 環境省レッドリスト 絶滅危惧IA類(CR)</p> <p>■ 生息地域 京都府及び岡山県</p> <p>■ 事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国交省、農水省、文化庁、自治体、民間団体等と連携して、調査、氾濫原等の生息環境の維持・保全・復元、密漁対策、普及啓発等を実施</li> <li>○ 自治体、研究者、小学校、水族館、企業等と連携して、生息域外保全にも取組み、一部野生復帰も実施</li> <li>○ 環境DNA分析技術も用いた生息状況の把握等も実施</li> </ul>	<p>■ 環境省レッドリスト 絶滅危惧IA類(CR)</p> <p>■ 生息地域 兵庫県、岡山県、鳥取県</p> <p>■ 事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体や民間団体等の協力の下、生息環境である草原環境の維持管理（草刈り、樹木伐採等）、食草や吸蜜植物のシカによる食害対策等を実施。</li> <li>○ 研究者や昆虫館等と連携して生息域外保全を実施し、飼育繁殖技術の確立や野生復帰を進めている。</li> </ul>

資料：環境省

### (3) 生息域外保全

絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみでは近い将来、種を存続させることが困難となるおそれがある種について、将来的な野生復帰を想定した飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。

2014年に公益社団法人日本動物園水族館協会と環境省との間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づき、ツシマヤマネコ、ライチョウ、アマミトゲネズミ、ミヤコカナヘビ、スジシマドジョウ類等の生息域外保全に取り組んでいます。個別の動物園・水族館ではなく協会全体として取り組んでもらうことで、園館間のネットワークを活用した一つの大きな飼育個体群として捉えて計画的な飼育繁殖を推進することが可能となっています。

絶滅危惧植物についても、2015年に公益社団法人日本植物園協会との間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」に基づき、生息域外保全や野生復帰等の取組について、一層の連携を図っています。さらに、新宿御苑においては、絶滅危惧植物の種子保存を実施しています。

絶滅危惧昆虫についても、全国の昆虫施設と連携し、ツシマウラボシシジミ、フサヒゲルリカミキ

リ、ウスイロヒョウモンモドキ、フチトリゲンゴロウ等の生息域外保全に取り組んでいます。このうちツシマウラボシシジミについては、飼育施設と本種の生息地である対馬市が連携して取り組むことで、飼育下で繁殖させた個体による野生復帰も進んでいます。

そのほか、飼育下個体の遺伝的多様性の評価等を大学や研究機関等とも連携して取り組みました。また、希少猛禽類については、環境研究総合推進費による研究プロジェクトにおいて、生殖細胞の保存やその活用に向けた技術開発が進められています。

なお、2025年3月末時点で24施設が認定希少種保全動植物園等として認定されており、希少種の生息域外保全や普及啓発の取組が進められています。

## 2 野生鳥獣の保護管理

我が国には多様な野生鳥獣が生息しており、鳥獣保護管理法に基づき、その保護及び管理が図られています。鳥獣保護管理法では、都道府県における鳥獣保護管理行政の基本的な事項を「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）として定めることとされており、各都道府県では、2021年10月に策定した第13次基本指針に基づき、科学的な知見に基づく鳥獣保護管理事業が進められています。

クマ類は、分布が拡大し、市街地への出没や人身被害の発生など、人との軋轢が深刻化しており、2023年度には過去最多の出没及び人身被害が発生しました。今後も、分布拡大地域における個体数の更なる増加に伴い、人身被害が増加するおそれがあることから、都道府県等による管理を支援するため、四国の個体群を除くクマ類を指定管理鳥獣に指定し、指定管理鳥獣対策事業交付金にクマ類を追加しました。また、人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能とする改正鳥獣保護管理法が2025年4月に公布されました。

鉛製銃弾の使用による鳥類への影響を科学的に評価するため、鳥類の鉛汚染の効果的なモニタリング体制の構築に取り組むとともに、影響評価の方法の検討を行いました。また、科学的かつ計画的な鳥獣管理を進めるために情報システムの整備と運用を進めるとともに、次期システムへの更改に向け、システムの機能強化等に向けた検討を行いました。

都道府県における第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成促進や鳥獣の保護及び管理のより効果的な実施を図るため、特定鳥獣5種（イノシシ、ニホンジカ、クマ類、ニホンザル、カワウ）の保護及び管理に関する技術的な検討を行うとともに、都道府県職員等を対象とした研修会を開催しました。

都道府県による科学的・計画的な鳥獣の管理を支援するため、統計手法を用いて、ニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び将来予測を実施しました。

鳥獣の広域的な保護管理のため、東北、関東、中部近畿、中国四国及び九州の各地域において、カワウ広域協議会を開催し、関係者間の情報共有等を行いました。また、関東山地におけるニホンジカ広域協議会では、広域保護管理指針及び実施計画（中期・年次）に基づき、関係機関の連携の下、各種対策を推進しました。

渡り鳥の生息状況等に関する調査として、鳥類観測ステーション等における鳥類標識調査、ガンカモ類の生息調査等を実施しました。また、出水平野（鹿児島県）に集中的に飛来するナベヅル、マナヅルについては、出水平野におけるツル類の保護管理に加え、出水平野以外の地域における越冬環境の整備を実施しました。

希少鳥獣でありながらも漁業被害をもたらす北海道えりも地域のゼニガタアザラシについて、漁網の改良等による被害防除対策や、科学的分析による個体群管理を実施しました。また、「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画（第3期）」を策定しました。

野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間（毎年5月10日～5月16日）行事の一環として、第78回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」を東京都内において開催したほか、第58回目と

なる小・中学校及び高等学校の児童・生徒による野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護活動発表大会」の開催等を行いました。

### (1) 感染症等への対応

2004年以降、野鳥、飼養鳥及び家<sup>か</sup>きんにおいて、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、渡り鳥等を対象として、ウイルス保有状況調査を全国で実施し、その結果を公表しました。また、国内での発生状況を踏まえ、2024年10月に野鳥のサーベイランス（調査）における全国の対応レベルを最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げ、全国で野鳥の監視を強化しました。その後も国内の野鳥、飼養鳥及び家<sup>か</sup>きんにおいて、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されているため、早期発見・早期対応を目的とした野鳥のサーベイランスを都道府県と協力しながら実施するとともに、高病原性鳥インフルエンザの発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を一層強化しました。

高病原性鳥インフルエンザの発生や感染拡大等に備えた予防対策に資するため、国指定鳥獣保護区等への渡り鳥の飛来状況の調査等を実施し、環境省ウェブサイトを通じて情報提供等を行いました。

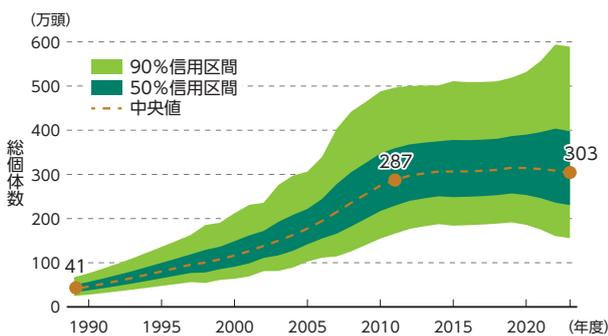
2018年9月に岐阜県の農場において、国内で26年ぶりとなる豚熱が発生し、その後、野生イノシシでも感染が拡大しています。こうした状況を受け、環境省では、農林水産省と連携し、各都道府県が実施する野生イノシシのサーベイランスに協力しました。また、豚熱の感染拡大防止を図るため、野生イノシシの捕獲強化に向けた取組を指定管理鳥獣対策事業交付金で支援するとともに、野生イノシシ対策の強化に向けて関係機関と情報共有等を実施しました。

我が国における野生鳥獣に関する感染症について広く情報収集し、生物多様性保全の観点でのリスク評価を行いました。

### (2) 鳥獣被害報告

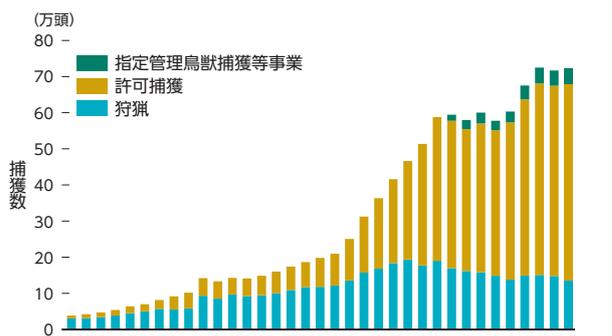
近年、ニホンジカやイノシシ等の生息数が増加するとともに生息域が拡大し、生態系や農林水産業等への被害が拡大・深刻化しています。ニホンジカ、イノシシについては、2028年度までに2011年度比で個体数を半減する目標の達成に向け捕獲強化の取組を進めました。（図2-5-2、図2-5-3）。

図2-5-2 ニホンジカの推定個体数（本州以南）



注：2023年度における北海道の推定個体数は約72万頭（北海道資料）。  
資料：環境省

図2-5-3 ニホンジカの捕獲数の推移



資料：環境省

鳥獣保護管理法においては、都道府県が捕獲等を行う指定管理鳥獣捕獲等事業や捕獲の担い手の確保・育成に向けた認定鳥獣捕獲等事業者制度など、「鳥獣の管理」のための制度が導入されています。

指定管理鳥獣捕獲等事業は、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が指定した指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）について、都道府県又は国の機関が捕獲等を行い、適正な管理を推進するものです。国は指定管理鳥獣の被害防止対策や捕獲等の強化を図るため、都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、交付金により支援を行っています。2024年度においては、

47都道府県等で当該事業が実施されました。

認定鳥獣捕獲等事業者制度は、鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合し、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を都道府県が認定するもので、45都道府県において165団体が認定されています（2024年12月時点）。

また、狩猟者については、1970年度の約53万人から2012年度には約18万人まで減少しましたが、2016年度以降には20万人を超え、微増傾向にあります。一方、2008年度以降は60歳以上の狩猟者が全体の6割を超えており、依然として高齢化が進んでいることから、引き続き捕獲等を行う鳥獣保護管理の担い手の育成が求められています。高度な知識や技術を有する捕獲の担い手の確保・育成に向けた検討や狩猟の魅力を伝えるための映像作成、鳥獣保護管理に係る専門的な人材を登録し紹介する事業等を行いました。

農林水産業への被害防止等の観点から、市町村を中心とした侵入防止柵の設置、捕獲活動や追払い等の地域ぐるみの被害防止活動、都道府県が行政界をまたいで行う広域捕獲活動、捕獲鳥獣の食肉（ジビエ）利用の取組等の対策を進めるとともに、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を実施しました。また、ニホンジカによる森林被害の防止に向けて、林業関係者等のシカ捕獲への参画促進や先進技術によるシカ生息場所の特定調査に対する支援等を行いました。さらに、トドによる漁業被害防止対策として、出現状況等の調査等を行いました。

### 3 外来種対策

外来種とは、人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生物のことです。そのような外来種の中には、侵略的外来種と呼ばれる、在来の生物を食べたり、すみかや食べ物を奪ったりして、生物多様性を脅かす特に侵略性の高いものがあり、地域ごとに独自の生物相や生態系が形成されている生物多様性を保全する上で、大きな問題となっています。世界的な動植物の絶滅の6割は主に侵略的外来種が要因として引き起こされたものであり、少なくとも218種の侵略的外来種を要因として、1,200種以上もの在来種が絶滅していると報告されています。我が国においても、生態系被害、食害等による農林水産業への被害、刺咬症等による人の生命・身体への被害や、文化財の汚損、悪臭の発生、景観・構造物の汚損など、様々な被害が及ぶ事例が見られます。

近年、より一層貿易量が増えるとともに、輸入品に付着すること等により非意図的に国内に侵入する生物が増加しています。2017年6月に国内で初確認された南米原産のヒアリについて、確認件数は、2025年3月までに18都道府県で135事例に上りました。環境省では、地元自治体や関係行政機関等と協力して発見された個体を駆除するとともに、リスクの高い港湾においてモニタリング調査を実施するなど、ヒアリの定着を阻止するための対策を実施しています。2022年10月には広島県福山港（コンテナ内）で、2023年11月には福岡県博多港でそれぞれ大規模な集団が確認されたことから、各地点において、防除完了後も周辺地域を含め重点的なフォローアップ調査を実施しました。また、外来種の導入経路の一つである生きている動物（ペット等）の輸入量は、1990年代をピークに減少傾向にありますが、これまで輸入されなかった種類の生物が新たに輸入されるなど、新たなリスクが存在していると言えます。

このような外来種の脅威に対応するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を特定外来生物として指定し、輸入、飼養等を規制しています。

2024年12月時点で特定外来生物は合計162種類（7科、14属、4種群、127種、10交雑種）となっています（図2-5-4）。2022年5月に成立した、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号。以下「改正外来生物法」という。）に基づき、2023年4月にヒアリ類を「要緊急対処特定外来生物」に指定するとともに、2023年6月に「ヒアリ類

(要緊急対処特定外来生物)に係る対処指針」を施行したことを踏まえ、当該対処指針の内容についてヒアリ講習会等の機会を通じて関係事業者に周知しました。また、アメリカザリガニ及びアカミミガメについては、一般家庭等での飼養等や無償での譲渡し等を適用除外とする形で2023年6月に特定外来生物に指定したことを踏まえ、これらの規制内容や終生飼養等について環境省ウェブサイトでの周知やコールセンターでの問合せ対応を行いました。

また、我が国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略である「外来種被害防止行動計画」(2015年3月環境省・農林水産省・国土交通省作成)を2025年3月に改定したほか、我が国の生態系等への被害が懸念される外来種429種類を列挙した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(通称「生態系被害防止外来種リスト」(2015年3月環境省・農林水産省作成))について、見直しのための検討会を引き続き実施しました。

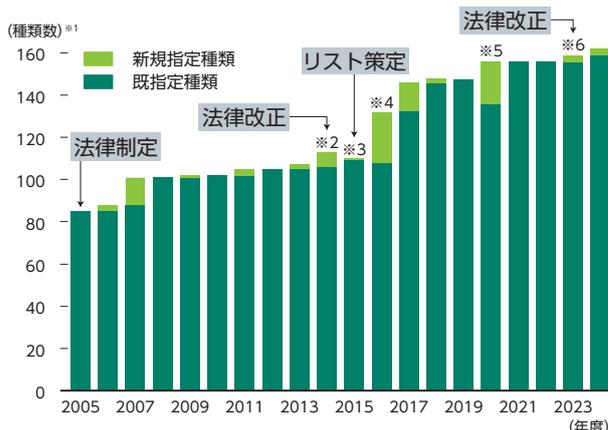
外来種被害予防三原則(「入れない」、「捨てない」、「拡げない」)について、多くの人に理解を深めてもらえるよう、主にペット・観賞魚業界等を対象にした普及啓発や、外来種問題に関するパネルやウェブサイト、YouTube等を活用した普及啓発を実施しました。

我が国で定着が既に確認されている特定外来生物による生態系に係る被害の防止措置については、改正外来生物法において、地方公共団体の責務となったことを踏まえ、特定外来生物防除等対策事業(交付金)により、地方公共団体を支援しました。また、我が国に定着が確認されていない又は分布が局所的である特定外来生物のまん延の防止、生物の多様性の確保上重要な地域等における特定外来生物の被害防止措置として、フィリマンダースやツマアカスズメバチ等の防除を行いました。

## 4 遺伝子組換え生物対策

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(以下「カルタヘナ議定書」という。)を締結するための国内制度として定められた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)に基づき、2025年3月末時点で537件の遺伝子組換え生物の環境中での使用が承認されています。また、研究開発段階における遺伝子組換え生物の使用の円滑化に向けて、必要な措置を講じました。その他、日本版バイオセーフティクリアリングハウス(ウェブサイト)を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供を行ったほか、港湾周辺の河川敷において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査等を行いました。

図2-5-4 特定外来生物の種類数



- ※1：特定外来生物は、科、属、種、交雑種について指定しているため、種類数を単位とする。
- ※2：既指定であったスパルティナ・アングリカについては、新規に指定されたスパルティナ属全種に包含された。
- ※3：既指定であったゴケグモ属4種については、新規に指定されたゴケグモ属全種に包含された。
- ※4：既指定であったノーザンパイク及びマスキーパイク2種については、新規に指定されたかわかます科全種に包含された。
- ※5：既指定であったアカカミアリについてはソレノプシス・ゲミナタ種群全種に、ヒアリについてはソレノプシス・サエヴィシマ種群全種に、アスタクス属全種及びウチダザリガニ2種類についてはざりがに科全種に、ラスティークレイフィッシュはアメリカザリガに科全種に、ケラクス属全種はみなみざりがに科全種に包含された。
- ※6：アメリカザリガニは、既指定であった「アメリカザリガに科に属する種のうちアメリカザリガニ以外のもの」を「アメリカザリガに科全種」に改正して包含される形で特定外来生物に指定された。

資料：環境省

## 5 動物の愛護及び適正な管理

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）に基づき、ペットショップ等の事業者に対する規制を行うとともに、動物の飼養に関する幅広い普及啓発を展開することで、動物の愛護と適正な管理の推進を図ってきました。

ペットオークション事業者及びブリーダーにおける動物愛護管理法の遵守状況の調査結果を踏まえ、ペット関連団体等に対し、法令遵守の徹底について要請をするとともに、相談窓口を通じて都道府県等に助言等を行い、動物取扱業者規制の円滑な運用を推進しました。2022年6月からは、販売される犬猫のマイクロチップ装着等義務化が施行され、2024年度末時点で190万頭を超える犬猫の飼い主などの情報が登録されています。

2023年度に都道府県等に引き取られた犬猫の数は、約4.5万頭（前年度から約0.8万頭減）となりました。引き取られた犬猫の返還・譲渡率は約80%となり、殺処分数は約0.9万頭（2004年度比約98%減）となりました（図2-5-5）。（2024年度に集計）

都道府県等が引き取った動物の譲渡及び返還を促進するため、都道府県等の収容・譲渡施設の整備に係る費用の補助を行いました。

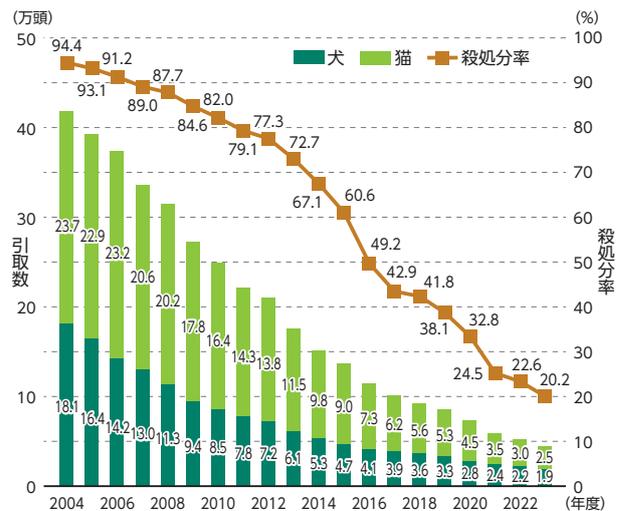
広く国民に動物の愛護と適正な飼養について啓発するため、関係行政機関や団体との協力の下、「子どもも大人も一緒に考えよう、私たちと動物」をテーマに、動物愛護週間中央行事としてシンポジウムや、関係者による屋外ブース出展といった「どうぶつ愛護フェスティバル」を開催したほか、多くの関係行政機関等においても様々な行事が実施されました。

災害対策については、「ぼうさいこくたい2024」にブース出展して災害対策や令和6年能登半島地震等に関して自治体関係者等への普及啓発を進めたほか、自治体におけるペット同行避難訓練実施を支援し、受入れ体制整備の支援を行いました。災害発生時には自治体と連絡体制を構築して情報収集し、現地への職員派遣等を行い対応に当たりました。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）（平成20年法律第83号）の内容について、普及啓発を行い、飼い主への正しいペットフードの扱い方に関する知識の普及やペットフードの安全性の確保を図りました。

愛玩動物看護師制度については、愛玩動物看護師名簿には、2025年4月1日時点で25,552人登録されています。

図2-5-5 全国の犬猫の引取数の推移



注：2005年度以前の犬の引取数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値。  
資料：環境省

### 第6節 持続可能な利用

#### 1 環境と調和のとれた食料システムの確立

農林水産省では、2021年5月に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに目指

す姿として、農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化、有機農業の取組面積の拡大、化学肥料・化学農薬の使用量の低減などの14のKPIを定めました。2022年7月には、この戦略を推進するための環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）が施行され、2023年4月からは環境負荷低減の取組等を後押しする認定制度が本格的に始まりました。生産者の計画認定については、2025年3月末時点で2万7,000経営体以上が認定されています。

また、国家戦略及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進しました。さらに、「みどりの食料システム戦略」や「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」等を踏まえ、2023年3月に、農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全、サプライチェーン全体での取組、生物多様性への理解と行動変容の促進等の基本方針を盛り込み、「農林水産省生物多様性戦略」を改定しました。

食料・農林水産業における持続可能な生産・消費を後押しするため、消費者庁、農林水産省、環境省の3省連携の下、2020年6月に立ち上げた官民協働のプラットフォームである「あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」において、参加メンバーが一斉に情報発信を実施するサステナウィーク2024や全国各地の食と農林水産業のサステナブルな取組動画を募集・表彰するサステナアワード2024等を実施しました。

「みどりの食料システム戦略」に基づき、2024年3月に本格運用を開始した、農産物の生産段階における温室効果ガス削減や生物多様性保全に貢献する努力を星の数で分かりやすくラベル表示する「見える化」について、2024年6月にラベルの愛称を「みえるらべる」に決定したほか、小売、外食、学校給食等の多様な形での取組の拡大を推進しました。また、「見える化」の対象品目の拡大に向け、畜産物（牛肉、生乳）の温室効果ガス簡易算定ツールの作成及び算定実証を行いました。また、農林水産業に由来する環境への負荷を低減するため、農林水産省の全ての補助事業等に最低限の環境負荷低減の取組を要件化するクロスコンプライアンスを導入することとし、2024年度から試行実施を開始しました。

### (1) 農業

持続可能な農業生産を支える取組の推進を図るため、化学肥料、化学農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等を支援する環境保全型農業直接支払を実施しました。

環境保全等の持続可能性を確保するための取組である農業生産工程管理（GAP）の普及・推進や、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針及びみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針の下で、有機農産物の学校給食での利用等地域ぐるみの取組や有機栽培への転換、有機農業の栽培ノウハウを提供する民間団体の指導活動や技術習得による実践人材の育成、国産有機農産物の流通、加工、小売等の事業者と連携した需要喚起など有機農産物の安定供給体制の構築に向けた取組を支援しました。

### (2) 林業

森林・林業においては、持続可能な森林経営及び森林の有する公益的機能の発揮を図るため、造林や間伐等の森林整備を実施するとともに、関係省庁の連携の下、木材利用の促進を図りました。

また、森林所有者や境界が不明で整備が進まない森林も見られることから、意欲ある者による施業の集約化の促進を図るため、所有者の確定や境界の明確化等に対する支援を行いました。

### (3) 水産業

水産業においては、持続的な漁業生産等を図るため、適地での種苗放流等による効率的な増殖の取組を支援するとともに、漁業管理制度を的確に運用しました。さらに、沿岸域の藻場・干潟の造成等生育

環境の改善を実施しました。また、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく漁協等による養殖漁場の漁場改善計画の作成を推進しました。

水産資源の保存管理については第2章第4節2を参照。

## 2 エコツーリズムの推進

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づき、自然資源の保全活用により持続的な地域振興に取り組む地域への支援、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発、広報活動等を総合的に実施しました。同法に基づくエコツーリズム推進全体構想については、2025年3月時点において全国で合計28件が認定されています。また、全国のエコツーリズムに関連する活動の向上や関係者の連帯感の醸成を図ることを目的として、エコツーリズム大賞により優れた取組を行う団体への表彰を実施しました。

エコツーリズムに取り組む地域への支援として、10の地域協議会に対して交付金を交付し、魅力あるプログラムの開発、ルールづくり、全体構想の策定、推進体制の構築等を支援したほか、地域におけるガイドやコーディネーター等の人材育成事業等を実施しました。

また、エコツーリズムの推進・普及を図るため、全体構想認定地域間等の意見交換会を実施し、課題や取組状況等を共有しました。

## 3 遺伝資源へのアクセスと利益配分

### (1) 遺伝資源の利用と保存

医薬品の開発や農作物の品種改良など、遺伝資源の価値は拡大する一方、世界的に見れば森林の減少や砂漠化の進行等により、多様な遺伝資源が減少・消失の危機に瀕<sup>ひん</sup>しており、貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要となっています。農林水産分野では、農業生物資源ジーンバンク事業等により、関係機関が連携して、動植物、微生物、林木、水産生物等の国内外の生物遺伝資源の収集、保存、評価等を行っており、植物遺伝資源24万点を始め、世界有数のジーンバンクとして利用者への配布・情報提供を行いました。また、海外研究者に向けて、生物遺伝資源の取引・運用制度に関する理解促進や保護と利用のための研修等支援を行いました。

新品種の開発に必要な海外遺伝資源の取得や利用の円滑化に向けて、遺伝資源利用に係る国際的な議論に参画するとともに、その議論動向等について、我が国の遺伝資源利用者に対し、説明会等を通じた周知活動等を実施しました。

ライフサイエンス研究の基盤となる研究用動植物等の生物遺伝資源について、「ナショナルバイオリソースプロジェクト」により、大学・研究機関等において戦略的・体系的な収集・保存・提供等を行いました。また、途絶えると二度と復元できない実験途上の貴重な生物遺伝資源を広域災害等から保護するための体制強化に資する、「大学連携バイオバックアッププロジェクト」も実施しています。

### (2) 微生物資源の利用と保存

独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じた資源提供国との生物多様性条約の精神にのっとり国際的取組として、資源提供国との協力体制を構築し、我が国の企業への海外の微生物資源の利用機会の提供を行っています。

我が国の微生物等に関する中核的な生物遺伝資源機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（NBRC）において、生物遺伝資源の収集、保存等を行うとともに、これらの資源に関する情報（分類、塩基配列、遺伝子機能等に関する情報）を整備し、生物遺伝資源と併せて提供しています。

### 1 生物多様性に関する世界目標の達成に向けた貢献

生物多様性条約の締約国は、CBD-COP16までに、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえて生物多様性国家戦略を策定・改定することが求められていました。このため、各国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局は、世界各地域を対象に、NBSAP（National Biodiversity Strategy and Action Plan：生物多様性国家戦略及び行動計画）ダイアログを開催しました。我が国は東・南アジア地域のダイアログをホストするとともに、他地域のダイアログに登壇し、我が国の「生物多様性国家戦略2023-2030」の策定やその実施に係る経験・取組を共有することで、他の締約国による「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の実施推進に貢献しました。また、我が国は、生物多様性条約事務局に設置されている「生物多様性日本基金」を通じて、NBSAPダイアログや「生物多様性国際ユース会議 横浜2024」の開催支援を行いました。また、生物多様性保全と地域資源の持続可能な利用を進める「SATOYAMAイニシアティブ」について、途上国の現場におけるプロジェクトである「SATOYAMAイニシアティブ推進プログラム」フェーズ4の実施を進めています。加えて、昆明・モンリオール生物多様性枠組の実現を支援するために設立されたGBF基金（Global Biodiversity Framework Fund）に対して、6.5億円の拠出を行いました。

### 2 生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策のインターフェースの強化

2024年3月に公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES）のシナリオ・モデルタスクフォース技術支援機関が設置されました。我が国は、本技術支援機関の誘致や活動支援等を行いました。また、2024年12月に開催されたIPBES総会第11回会合に参加し、議論に貢献しました。

### 3 二次的自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用・管理の促進

二次的な自然環境における自然資源の持続可能な利用と生物多様性の保全を国際的に推進する「SATOYAMAイニシアティブ」を拡げるため、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）」を支援し、IPSI事務局とともにCBD-COP16や第26回科学技術助言補助機関会合（SBSTTA26）において、「SATOYAMAイニシアティブ」の考え方や取組を紹介するサイドイベントを開催しました。なお、IPSIの会員は、2025年4月時点で21か国の22政府機関を含む80か国・地域の337団体となりました。

SATOYAMAイニシアティブの理念を国内において推進するために2013年に発足した「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」に環境省及び農林水産省が参加しています。本ネットワークは、SATOYAMAイニシアティブの国内への普及啓発、多様な主体の参加と協働による取組の促進に向け、ネットワークへの参加を呼び掛けたロゴマークや活動事例集の作成や「エコプロ2022」等の各種イベントへの参加を行いました。なお、本ネットワークの会員は2025年3月時点で54地方公共団体を含む119団体となりました。

### 4 アジア保護地域パートナーシップの推進

2013年11月に宮城県仙台市で開催した第1回アジア国立公園会議を契機に我が国が主導して「アジア

ア保護地域パートナーシップ (APAP)」を設立しました。APAPの参加国は2024年12月時点で、17か国となっており、その取組の一環として、毎年運営委員会等においてアジア各国の保護区に関する情報及び知見の共有等を進めています。また、2024年7月には東京等でアジア地域におけるOECMの事例等を共有するワークショップが開催されたほか、2024年10月から11月にコロンビア・カリで開催されたCBD-COP16では、アジアの保護地域における過去10年間の取組の進展を紹介するサイドイベントが実施され、APAPの取組がアジアの保護地域の管理能力の向上に貢献してきていることが周知されるとともに、30by30目標の達成に向けた意見交換等が行われました。

## 5 森林の保全と持続可能な森林経営及び木材利用の推進

世界の森林は、陸地の約31%を占め、面積は約41億haに及びます。一方で、2010年から2020年の間に、植林等による増加分を差し引いて年平均470万ha減少しています。1990年から2000年の間に年平均780万ha減少しており、森林が純減する速度は低下傾向にありますが、引き続き森林減少を止めるための積極的な取組が求められています。地球温暖化や生物多様性の損失に深刻な影響を与える森林減少・劣化を抑制するためには、持続可能な森林経営を推進する必要があります。我が国は、持続可能な森林経営及び木材利用の推進に向けた国際的な議論に参画・貢献するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図るなどして森林・林業分野の国際的な政策対話等を推進しています。

「国連森林戦略計画2017-2030」は、国連森林フォーラム (UNFF) での議論を経て2017年4月に国連総会において採択され、我が国もその実施に係る議論に参画しています。

国際熱帯木材機関 (ITTO) の第60回理事会が2024年12月に横浜市において開催され、ITTOの設置根拠である「2006年の国際熱帯木材協定」の再交渉に向けたプロセスの方向性等が決定されました。また、加盟国等から総額約433万米ドルのプロジェクト等に対する拠出が表明され、我が国からは、コートジボワールにおける食料生産等と調和した持続可能な森林経営、インド国内市場における持続可能なチーク材利用の促進等のプロジェクト等に計約1億1,000万円の拠出を表明しました。

## 6 砂漠化対策の推進

1996年に発効した国連の砂漠化対処条約 (UNCCD) において、先進締約国は、砂漠化の影響を受ける締約国に対し、砂漠化対処のための努力を積極的に支援することとされています。我が国は先進締約国として、科学的・技術的側面から国際的な取組を推進しており、2024年12月にサウジアラビアのリヤドで開催されたUNCCD第16回締約国会議及び同科学技術委員会等に参画し、議論に貢献しました。また、モンゴルにおける砂漠化対処のための調査等を進め、二国間協力等の国際協力を推進しました。

## 7 南極地域の環境の保護

南極地域は、近年、観測活動や観光利用の増加による環境への影響が懸念されており、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進等を目的とする南極条約 (1961年発効) 及び、南極の環境や生態系の保護を目的とする環境保護に関する南極条約議定書 (1998年発効) に基づき国際的な取組が進められています。

我が国は、環境保護に関する南極条約議定書を担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律 (平成9年法律第61号) を制定し、南極地域における観測、観光、取材等の活動に対する確認制度等を運用するとともに、環境省のウェブサイト等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行っています。また、南極条約事務局に拠出金を支払い南極条約体制を支援しているほか、2024年にインドのコチで開催された第46回南極条約協議国会議に参画し、南極地域における環境保護の方策に

関する議論に貢献しました。

## 8 サンゴ礁の保全

国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の枠組みの中で、我が国が主導して2017年から開始した地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の東アジア地域におけるサンゴ礁生態系モニタリングデータの地域解析について、2021年の取りまとめに利用したモニタリングデータの管理利用方針やデータベースの構築方法を検討するためのワークショップを2024年10月に開催しました。

## 9 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）の活動推進

東アジア・オーストラリア地域における渡り性水鳥保全のための国際的枠組みである「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）」の活動を推進するため、国内に34か所ある渡り性水鳥重要生息地ネットワーク参加地の関係者を対象とし、2025年2月に、日本有数のシギ・チドリ類の越冬地である佐賀県において、「渡り性水鳥フライウェイ全国大会」を開催しました。

## 10 生物多様性関連諸条約の実施

### (1) 生物多様性条約

2024年10～11月にコロンビア共和国・カリで開催されたCBD-COP16には、過去最大規模の13,000名以上が参加し、遺伝資源のデジタル配列情報の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムの大枠が決定されるなど多くの議題で進展がありました。一部の議題については議論が残されました。このため、2025年2月にイタリア共和国・ローマでCBD-COP16の再開会合が開催され、残る議題について議論され、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の進捗を測るモニタリングの仕組み等が決定されました。日本からは「生物多様性国家戦略2023-2030」の策定・実施をはじめとする経験を踏まえて積極的に議論に貢献するとともに、サイドイベントの開催や登壇、ブース出展等を通じて、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の着実な実施に向け、自然共生サイトなどの国内施策やSATOYAMAイニシアティブなどの国際連携等について、日本の取組を発信しました。

### (2) 名古屋議定書

CBD-COP10において採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「名古屋議定書」という。）について、我が国は2017年8月に締約国となり、国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」を施行し、名古屋議定書の適切な実施に努めています。

我が国はCBD-COP10の際に、名古屋議定書の早期発効や効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシリティ（GEF）によって管理・運営される名古屋議定書実施基金の構想について支援を表明し、2011年に10億円を拠出しました。この基金を活用し、国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進等の活動を行う13件のプロジェクトが承認され、ブータン、コロンビア、コスタリカ等の8件は既に完了しています。

### (3) カルタヘナ議定書及び名古屋・クアラルンプール補足議定書

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書（以下「補足議定書」という。）の国内担保を目的とした遺伝子組換え生物等の使用等の規制に

よる生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第18号。以下「改正カルタヘナ法」という。）が、2017年4月に成立し、同月に公布されました。補足議定書については、2018年3月に発効し、これに合わせて改正カルタヘナ法が施行されました。また、2024年10月にコロンビアのカリで開催されたカルタヘナ議定書第11回締約国会議（COP-MOP11）において、議定書及び補足議定書の適切な実施のための議論がなされ、我が国としても積極的に議論に貢献しました。

#### (4) ワシントン条約

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Iに掲げる種を中心に、種の保存法に基づき国内での譲渡し等の規制を行っています。関係省庁、関連機関が連携・協力し、象牙の適正な取引の徹底や規制対象種の適切な取扱いに向けて、国内法執行や周知強化等の取組を進めました。

#### (5) ラムサール条約

国内に53か所あるラムサール条約湿地における普及啓発活動を、ラムサール条約湿地関係地方公共団体等と連携して進めました。特に2022年のラムサール条約第14回締約国会議（COP14）において湿地教育の推進に関連する決議が採択されたことを踏まえて、関係地方公共団体や施設管理者を対象に、ラムサール条約湿地における環境教育の実施状況について情報収集を行うとともに、湿地教育の推進のための方策等について検討しました。

#### (6) 二国間渡り鳥条約・協定

2024年1月に米国ハワイ州・ホノルルで開催された日米渡り鳥等保護条約会議の結果を踏まえて、東アジア地域における小型シギ・チドリ類、特にハマシギの衛星追跡調査や保全施策に関する検討等の取組を進めました。また、豪州、中国及び韓国との二国間の渡り鳥保護協定等に基づく会議に向けて、2024年12月に国内専門家による二国間渡り鳥等協定等準備会議を開催しました。

## 第8節 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基礎整備

### 1 自然環境データの整備・提供

#### (1) 自然環境データの調査とモニタリング

我が国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）のほか、様々な生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する「モニタリングサイト1000」等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化を把握しています。

社会のニーズに対応した生物多様性に関する基盤情報を着実に整備していくため、2023年度から10年間の実施方針・調査計画等をまとめた自然環境保全基礎調査マスタープラン（2023年3月策定）に基づき、植生調査、淡水魚類分布調査、昆虫類分布調査等を実施しています。

植生調査では、1999年に開始した1/25,000現存植生図の整備が2023年度に完了し、2024年度に全国版現存植生図の公開が完了しました。現存植生図は、我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報であり、各地域の自然環境保全施策の推進などに活用されることが期待されています。淡水魚類分布調査（2022～2025年度予定）では現地調査や取りまとめ方針の検討等を実施しました。昆虫類分布調査（2023～2026年度予定）では有識者へのアンケートや「いきものログ」を用いた市民参加型調査「緑の国勢調査！みんなで虫（むし）らべ2024」等を実施しました。また、50年間の調査成果を

ベースに他の自然・社会学的なデータも援用し、日本全体の自然環境の現状と変化状況・傾向を分かりやすく体系的に示す総合的な解析（総合解析）を2023～2025年度の3年かけて推進しています。

モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、里地里山、陸水域（湖沼及び湿原）、沿岸域（磯、干潟、アマモ場、藻場、サンゴ礁等）、小島嶼<sup>しよ</sup>について、生態系タイプごとに定めた調査項目及び調査方法により、合計約1,000か所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施し、その成果を公表しています。また、得られたデータは5年ごとに分析等を加え、取りまとめています。

2024年度には20年間の調査で明らかになった、身近に見られる生き物の減少傾向、気候変動の影響、外来種対策による在来種の回復状況などの日本の自然の変化について、専門知識を持たない人でも理解できるようにまとめた「モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版」を公表しました。例えば、身近に見られる生き物の減少傾向については、農地・草原など開けた環境を好む、スズメ・ヒバリのようなごく普通に見られる鳥や、開けた場所で見られるチョウ類の記録個体数が大きく減っていること（里地調査、森林・草原調査）や、内陸湿地や沿岸域ではシギ・チドリ類が、小島嶼ではカモメ類といったごく普通に見られる鳥の個体数が大きく減っていること（シギ・チドリ類調査、小島嶼調査）が分かりました（図2-8-1）。

インターネットを使って、全国の生物多様性データを収集し、提供するシステム「いきものログ」により、2024年12月時点で約535万件の全国の生物多様性データが収集され、地方公共団体を始めとする様々な主体で活用されています。

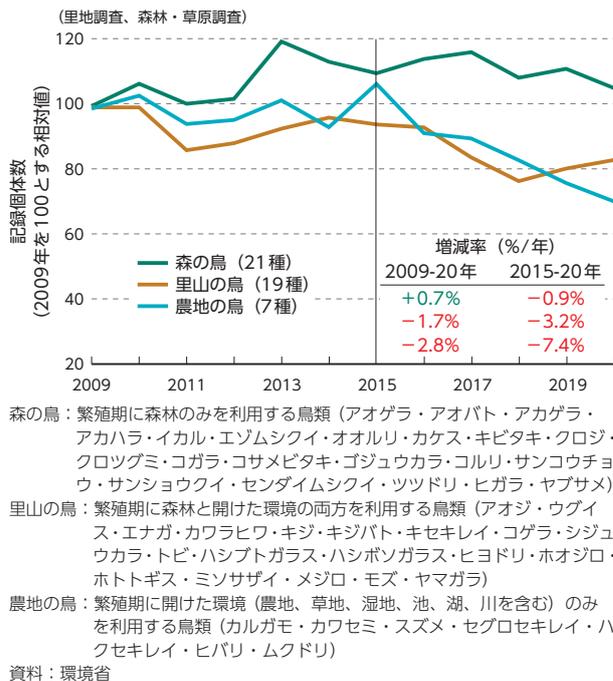
2013年以降の噴火に伴い新たな陸地が誕生し、拡大を続けている小笠原諸島の西之島に、2019年9月に上陸し、鳥類、節足動物、潮間帯生物、植物、地質、火山活動等に関する総合学術調査を実施しました。しかし、2019年12月以降の火山活動により、生態系が維持されていた旧島の全てが溶岩若しくは火山灰に覆われ、西之島の生物相がリセットされた状態となりました。原生状態の生態系がどのように遷移していくのかを確認することができる世界に類のない科学的価値を有する西之島の適切な保全に向けて、我が国では、2019年12月の大規模噴火以降の原初の生態系の生物相等を明らかにすることを目的とした総合学術調査を2021年度から実施しています。2024年9月には、UAV等を活用した陸域調査及び周辺海域での海域調査を中心に行いました。

## (2) 地球規模のデータ整備や研究等

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化等を推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（APBON）」の取組の一環として、2025年1月にフィリピン・ロスバニョスでAPBONワークショップを開催しました。また、APBON参加者の能力向上や参加者間の更なるネットワーク強化を目的に、オンラインセミナーを計3回開催し、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングの体制強化を推進しました。

調査研究の取組としては、独立行政法人国立科学博物館において、「過去150年の都市環境における生物相変遷に関する研究－皇居を中心とした都心での収集標本の解析」、「極限環境の科学」等の調査研

図2-8-1 生息環境ごとの鳥類の記録個体数の推移



究を推進するとともに、約507万点の登録標本を保管し、標本情報についてインターネットで広く公開しました。また、我が国からのデータ提供拠点である国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人国立科学博物館及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報を地球規模生物多様性情報機構（GBIF）に提供しました。国立研究開発法人海洋研究開発機構は、前述の機関を通じてGBIFに協力するとともに、生物多様性情報を海洋生物多様性情報システム（OBIS）にOBISの日本ノードとして提供しました。

## 2 放射線による野生動植物への影響の把握

福島第一原子力発電所の周辺地域での放射性物質による野生動植物への影響を把握するため、関係する研究機関等とも協力しながら、野生動植物の試料の採取、放射能濃度の測定、推定被ばく線量率による放射線影響の評価等を進めました。また、関連した調査を行っている他の研究機関や学識経験者と意見交換を行いました。

## 3 生物多様性及び生態系サービスの総合評価

生態系サービスを生み出す森林、土壌、生物資源等の自然資本を持続的に利用していくために、自然資本と生態系サービスの価値を適切に評価・可視化し、様々な主体の意思決定に反映させていくことが重要です。そのため、生物多様性の主流化に向けた経済的アプローチに関する情報収集を実施してきており、2024年度は那須塩原市及び周辺企業の協力を得ながら、企業による水資源の保全等の取組によって生ずる価値の経済評価を実施し、地方創生施策等への活用を検討する試行的事業を実施しました。また、2021年3月に公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021（JBO3）」の結果を分かりやすく伝えるとともに、次期生物多様性及び生態系サービスの総合評価に向けた検討を始めました。